

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
玉 名 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	玉名市農業の現状と課題への取組	
2	農地集積及び耕作地集約化の現状	
3	効率的かつ安定的な農業経営の育成	
4	農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置	
5	研修・指導	
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その 他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1	第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	
2	利用権設定等促進事業に関する事項	
3	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農 用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業 の実施の促進に関する事項	
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	
8	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第6	その他	23
	附則	
	別紙1（第5の2の（1）⑥関係）	24
	別紙2（第5の2の（2）関係）	25
	I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための 利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定 又は移転を受ける場合	
	II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を 含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸 借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合	
	III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利 の設定を受ける場合	
	IV 所有権の移転を受ける場合	

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 玉名市農業の現状と課題への取組

玉名市は、熊本県の北西部に位置し、北部は小岱山系、また東部は金峰山系の丘陵地帯、菊池川流域の平坦地帯は玉名平野を成している。その立地条件を生かして平坦地は水稻・麦を主体とした土地利用型作物、トマト・イチゴ等を主体とした施設園芸、丘陵地帯では果樹等を主体とする農業生産を展開している。また、畜産経営においては構造改善事業等の導入と相まって大規模経営農家の現出を見た。飼育個数は一時減少傾向にあったが、現在は安定しつつある状況にある。

今後は、施設園芸及び果樹については、優良品種への更新、高品質栽培技術の導入等によりブランド化を推進すると共に6次産業化の推進を図る。また、米、麦、大豆等の土地利用型作物については、集落営農組織等を中心とした効率的な農業を展開する。集約型農業志向農家と土地利用型農業志向農家の住み分けを行ないながら、相互間で労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合として農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

さらに、SDGsに沿った取り組みを通じて、持続可能な農業・農村の実現を図る。

2 農地集積及び耕作地集約化の現状

玉名市の農業構造については、昭和40年から50年代にかけて近隣の市町への通勤が利便化して兼業化が進み、恒久的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化し、又施設型農業については、規模拡大が進み一定の所得を確保しているものの機械化・省力化技術の導入の遅れなどにより、労働時間が過多であるだけでなく、作業姿勢などの作業環境の面においても課題が山積みしている。更に、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって専業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。一方、中山間地域においては、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 効率的かつ安定的な農業経営の育成

玉名市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の改善の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、玉名市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、労働時間が従事者1人当たり年間2,000時間程度の水準を達成し、農業所得が1経営当たり、主たる農業従事者1人当たり概ね370万円以上（1経営体当たり概ね740万円以上）を確保することができるよう経営体を育成するとともに、これらの農業経営が、農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立をめざす。

4 農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置

玉名市は、将来の玉名市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的

条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を総合的に実施する。

まず、玉名市は、農業協同組合、農業委員会、熊本県北広域本部玉名地域振興局等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための玉名市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の玉名市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来の方向性について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設型農業については、低コストと高品質生産の調和を図りながら、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化などにより、労働時間の短縮、労働力の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対応を行う。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、熊本県北広域本部玉名地域振興局農業普及・振興課や農業協同組合等と連携を図りながら、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

これらの農地の流動化に関しては、各地域にある農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。また地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業協同組合、熊本県北広域本部玉名地域振興局農業普及・振興課等、各関係機関と連携を深めながら、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、

オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるとともに家族経営協定の普及を図り、女性農業者の経営参画を推進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援、農地中間管理事業の活用による認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、玉名市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、農業生産基盤整備事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 研修・指導

玉名市は、玉名市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を熊本県北広域本部玉名地域振興局農業普及・振興課の協力を受けて行う。また法人化を志向する農家に対しては、法人化へ移行するための研修会等の施策を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者等に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

玉名市の令和3年度の新規就農者は28人（青年農業者・新規就農者実態補完調査より）である。従来からの基幹作物であるトマト・ミニトマト・イチゴ及び果樹等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、玉名市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

玉名市においては年間30人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の増加に努める。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

玉名市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり年間2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得250万円以上を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。それぞれの就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図る。技術・経営面については熊本県北広域本部玉名地域振興局農業普及・振興課や地域連携推進員、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境や、ゆとりのあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に玉名市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、玉名市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

また、経営類型は、単一経営が主体となっているが、これらの応用型である複合経営が存在する。

(1) 類型設定基準

①個別経営体

ア 目標農業所得・・・主たる従事者1人当たり概ね370万円以上

1経営体当たり 概ね740万円以上

イ 労働時間・・・・・・従事者1人当たり年間時間程度

ウ 雇用労働力・・・・・・雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

②法人経営

ア 所得・・・・・・1法人当たり概ね1,500万円以上

イ 労働時間・・・・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度

ウ 雇用労働力・・・・・・雇用労働力の導入

③協業経営

○ 協業経営（米＋麦＋大豆）

ア 所得・・・・・・・・概ね2,000万円以上

・主たる従事者1人当たり 340万円程度

・余剰金配当 980万円程度

イ 雇用労働力・・・・3,300時間程度

（2）経営類型

〔家族経営〕

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理 の方法	農業従事の態様等
水稻（主食用 米、飼料用米 等）＋麦＋大 豆（＋委託）	水稻 700a 麦 1,200a 大豆 500a 経営面積 1,200a	・機械化一貫体 系による作業の 省力化 ・ほ場の汎用化 と団地化 ・疎植及び緩効 性肥料施肥など の低コスト技術 の導入 ・共同乾燥調製 施設を利用	田植機（5条：1 台） 自脱型コンバイン（5：1台） 麦・大豆播種機（1台） 常用管理ビークル（1台） 動力噴霧器（1台） トラクター（2台） 堆肥散布機（1台） 大豆コンバイン（生産組織） 育苗ハウス（500㎡）	・簿記記帳等 の活用による 経営の自己分 析能力の向上 ・青色申告の 実施 ・営の体質強 化のための自 己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料性の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
葉タバコ ＋水稻	煙草 200a 水稻 50a 経営面積 250a	・機械化体系に よる大規模経営 ・高架型作業機 による作業の効 率化 ・わき芽抑制剤 の適正使用 ・共同受委託乾 燥施設利用 ・水稻の基幹作 業は営農組織に 委託 ・雇用労働力の 活用（臨時雇用）	堆肥散布機（1台） 成畦被膜機（1台） 高架型作業機（1台） 乾燥施設（共同） トラクター（1台）	・簿記記帳等 の活用による 経営の自己分 析能力の向上 ・青色申告の 実施 ・経営の体質 強化のための 自己資本の充 実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料性の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の適正化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

トマト	トマト 45a 経営面積 45a	・訪花昆虫の利用 ・施設用地の集積 ・雇用労力の活用（常時雇用、臨時雇用） ・生産工程管理の徹底（GAP）	ビニル（一部耐候性）ハウス 内張カーテン 暖房機4台 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 堆肥舎（50 m ² ） トラクター1台 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の適正化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
ミニトマト	ミニトマト 40a 経営面積 40a	・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の適正化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
イチゴ	イチゴ 40a 経営面積 40a	・ベンチ育苗 ・バック詰め作業	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 予冷庫 育苗施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の適正化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
メロン ＋トマト	メロン 40a トマト 30a 経営面積 70a	・抑制トマトと春夏メロンの輪作体系 ・黄化葉巻病対策の徹底	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 防虫ネット 循環扇 暖房機1台 ハウス自動開閉装置 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の適正化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
温州みかん	極早生 75a 早生 100a 普通 95a a 経営面積 270a	・極早生、早生、普通温州の組み合わせ ・シートマルチ栽培 ・スピードスプレーヤーによる防除 ・園内作業道整備 ・雇用労働力の活用（臨時雇用）	防風ネット スピードスプレーヤー 予措・貯蔵庫 園内作業道	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の適正化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

温州みかん ＋不知火類＋ 河内晩柑	温州みかん 極早生 60a 早生 80a 普通 80a 不知火 屋根掛 30a 露地 50a 経営面積 300a	・温州みかんと 中晩柑の組み合 わせによる経営 の安定と労働力 の分散 ・施設化による 収益性向上 ・雇用労働力の 活用（臨時雇用）	パイプハウス 予措・貯蔵庫 貯水槽 灌水施設 動力噴霧器 スプリンクラー 園内作業道	・簿記記帳等 の活用による 経営の自己分 析能力の向上 ・青色申告の 実施 ・営の体質強 化のための自 己資本の充実	・家族経営協定の締 結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加 入 ・労働環境の適正化 のための農作業環 境の改善 ・農繁期の雇用の確 保
-------------------------	--	--	--	--	---

〔協業経営体〕

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方 法	農業従事の態様等
			他		
水 稻 ＋ 麦 ＋ 大豆（生産組 織）	水稻 2,000 a 小麦 3,500 a 大豆 1,500 a 経営面積 3,500 a	・早晩品種を組 み合わせた労力 分散 ・作期幅拡大に よる中型機械体 系 ・低コスト技術 による省力化	・カントリエ レーター ・トラクター ・ブロードキャ スター ・ロータリー ・自脱型コンバ イン ・普通型コンバ イン ・サブソイラー ・ハーベスター ・トラック ・大豆選別機 他	・複式簿記記 帳の実施によ る経営と家計 の分離 ・経営管理の 合理化を図る 為の情報処理 機（パソコン） の導入 ・青色申告の 実施 ・経営の体質 強化のための 自己資本装備 の充実	・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・社会保険等への 加入 ・労働環境の快適 化のための農作業 環境の改善 ・農繁期の臨時雇 用の確保

〔法人経営〕

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方 法	農業従事の態様等
			他		
水稻（主食用 米、飼料用米） ＋ 麦 ＋ 大豆 （受託）	水稻 1,500 a 小麦 2,500 a 大豆 1,000 a 経営面積 2,500 a	・機械化一貫体 系による作業の 省力・低コスト ・品種の組み合 わせによる昨期 調整 ・疎植及び緩効 性肥料施肥など の低コスト技術 の導入 ・専任オペレー ター体制	田植機（6条）2 台 自脱型コンバ イン（4条）2台 麦・大豆播種機2 台 常用管理ビー クル2台 動力噴霧器2台 トラクター2台 堆肥散布機2台 大豆コンバ イン1台 育 苗 ハ ウ ス （1,500㎡）	・経営の自 己分析能力の向 上 ・青色申告の 実施 ・経営の体質 強化のための 自己資本の充 実	・休日制の導入 ・労災保険等への 加入 ・社会保険への加 入 ・労働環境の快適 化のための農作業 環境の改善が必 要 ・雇用労働力の導 入

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に玉名市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、玉名市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

また、経営類型は、単一経営が主体となっているが、これらの応用型である複合経営が存在する。

(1) 類型設定基準

個人経営

ア 目標農業所得・・・250万円以上

イ 労働時間・・・・・・年間2,000時間程度

ウ 雇用労働力・・・・・・雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

(2) 経営類型

〔個人経営〕

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 +麦 +大豆	水稻 200 a 麦 350 a 大豆 350 a 経営面積 550 a	・機械化一貫体系による作業の省力化 ・無人ヘリによる防除 ・耕畜連携(麦わら・堆肥交換)による土づくり ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性費用施肥などの低コスト技術の導入 ・自家労働力中心 ・大豆収穫営農組織に委託	田植機(4条)1台 自脱型コンバイン(4条)1台 麦・大豆播種機1台 動力噴霧器(1台) トラクター1台	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
葉タバコ +水稻	煙草 108 a 水稻 63 a 経営面積 171 a	・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・稲わらと堆肥交換(畜産農家が無料で堆肥散布)	堆肥散布機1台 成畦被膜機1台 高架型作業機1台 乾燥施設一式 トラクター1台		

トマト	トマト 17 a	・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置		
ミニトマト	ミニトマト 12 a	・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置		
イチゴ	イチゴ 15 a	・ベンチ育苗 ・パック詰め作業	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 予冷库 育苗施設		
温州みかん	温州みかん 270 a 極早生 75 a 早生 100 a 普通 95 a	・極早生、早生、普通温州の組み合わせ ・シートマルチ栽培 ・スピードスプレーヤーによる防除 ・園内作業道整備 ・雇用労働力の活用（臨時雇用）	防風ネット スピードスプレーヤー 予措・貯蔵庫 園内作業道		
十中晩柑	温州みかん 120 a 中晩柑 30 a 経営面積 150 a	・労力分散のための品種の適正配分 ・機械化のための銃園地の団地化と改造 ・高畦、マルチ等高品質果実生産体系の導入 ・SSによる防除労力の節減	格納作業舎 ポンプ小屋 貯水槽 ・混合槽 攪拌機 動力草刈機 トレンチャー スピードスプレーヤー トラック		

温州みかん 十ハウスデコ ポン	温州みかん 120 a ハウスデコ ポン 10 a 経営面積 130 a	・露地とハウスの組合せによる 労力の適正配分 ・作業道による 作業性の向上 ・マルチでの高 品質果実生産 ・SSによる防 除労力の節減	パイプハウス スプリンクラー トレンチャー スピードスプレ ーヤー 暖房機 動力草刈機 格納作業舎 ポンプ小屋 貯水槽 混合槽 トラック		
-----------------------	---	--	---	--	--

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の基幹作物であるトマト・ミニトマト・イチゴ及び果樹等を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農センター、玉名地域振興局農業普及・振興課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応に取り組む。

2 玉名市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、玉名地域振興局農業・普及振興課や農業協同組合などの関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれるものに対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・進捗を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合には、県及びくまもと農業経営継承支援センターへ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：70%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、自立経営体、集落経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目に付いては耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、令和11年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

玉名市では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んでいるが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、施設園芸と水稻による複合経営の割合が高く、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しているが、近年の燃料高騰や農業従事者の高齢化により空きハウスが目立ちはじめっており、農地及び農業用施設の効率的かつ総合的な利用を図る必要がある。一方では、小規模な稲作を主とする兼業農家が見られ、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が増加し問題となっている。

なお、河川流域にそ菜畑や水稻田が広がっているほか、山腹を利用してミカンを中心とした果樹園も随所にみられるが、高齢化や人口減少が進行する中で、後継者や担い手に利用集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

玉名市では、今後 10 年でさらに農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受けてとなる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

玉名市の農地利用のビジョン実現を図るため、市内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業等を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地中間管理事業を実施する。

このため、関係機関との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

玉名市は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、玉名市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の設置については、開催時期を玉名市の基幹作物である水稻の繁忙期を除いて設定することとし、開催にあたっては、広報への掲載やインターネットを利用し周知を図るものとする。参加者については、農業者、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区等の関係団体と連携しながら、農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行うものとする。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を玉名市農業政策課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

また、地域計画の策定にあたっては、これまでの人・農地プランの実質化区域を基に、より地域のまとまりを考慮し設定するものとし、関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。
- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
- （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構独立行政法人農業者年金基金（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げるものを除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 玉名市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から旧法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。改正 令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。）以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 玉名市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 玉名市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅延なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 玉名市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 玉名市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の

存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、玉名市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 玉名市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その区域内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善事業及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

- ① 玉名市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 玉名市は、（５）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、玉名市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 玉名市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金の支払の取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に既定する者の農業経営の状況

（８）同意

玉名市は、農地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

（９）公告

玉名市は、農業委員会の決定を経て農地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を玉名市の掲示板への掲示により公告する。

（１０）公告の効果

玉名市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(1 1) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう務めなければならない。

(1 2) 紛争の処理

玉名市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(1 3) 農用地利用集積計画の取消し等

① 玉名市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 玉名市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 玉名市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を玉名市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 玉名市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 玉名市は、玉名市の全域又は一部を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行なうものとする。

(2) 玉名市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び玉名市担い手育成総合支援協議会等は農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用

地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

玉名市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われる場合は、当該単位）とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等からの一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置の推進とする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営絵局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第6－1号の認定申請書を玉名市に提出して、農用地利用規程について玉名市の認定を受けることができる。

② 玉名市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善にするものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 玉名市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を玉名市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 玉名市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要

があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農業利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 玉名市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるように必要な指導、援助に努める。

② 玉名市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが農用地利用改善事業の実施に関し、熊本県北広域本部玉名地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、玉名市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

５ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

玉名市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてのあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の

整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

玉名市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的な研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度及び法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第 1 の 6（２）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

熊本県新規就農支援センターや熊本県県北広域本部玉名地域振興局、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

玉名市が主体となって熊本県立農業大学校や熊本県県北広域本部玉名地域振興局、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、農業協同組合と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に 1 回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化するため、玉名市認定農業者連絡協議会への参加を促す。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得で

きる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画作成を促し、青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては熊本県県北広域本部玉名地域振興局、農業協同組合組織、玉名市認定農業者連絡協議会や指導農業者等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 玉名市は、県下一円を区域として特例事業を行う公益財団法人熊本県農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 玉名市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

玉名市は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 玉名市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター・大規模堆肥センター、野菜集荷施設といった農協の各施設は、農業者の効率的かつ安定的な経営を目指す上で、利用促進を図っていく。
- イ 玉名市は、経営所得安定対策への積極的な取組によって、経営の育成を図ることとする。地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- エ 玉名市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

玉名市は、農業委員会、熊本県県北広域本部玉名地域振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4に掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、玉名市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、玉名市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和4年3月17日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和5年9月22日から施行する。

別紙1

(第5の2 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行う者とする。

(1)

地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象農地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象農地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2

(第5の2の(2) 関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	⑤ 有益費の償還
1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないとして認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に批准して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう に定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い 等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還する際に民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき玉名市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設の近傍の農業用施設用地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の対価に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。